

京 都 大 学 公 印 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																				
<p>(前 略)</p> <p>(公印の種類及び寸法)</p> <p>第6条 公印の種類及び寸法は、別表のとおりとする。 ただし、特別の用途に用いる公印にあつては、公印制定者が適宜その寸法を定めることができる。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(公印の種類及び寸法)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>																				
別表	別表																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第9節から第11節までに定める施設等の印</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第9節から第11節までに定める施設等の長の印</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	寸法	(略)		組織規程第3章第9節から第11節までに定める施設等の印	25	組織規程第3章第9節から第11節までに定める施設等の長の印	20	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第9節から第12節までに定める施設等(組織規程第54条に定める全学教員部にあつては全学教員部会議)の印</td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>組織規程第3章第9節から第12節までに定める施設等の長(組織規程第54条に定める全学教員部にあつては全学教員部会議議長)の印</td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	寸法	(同 左)		組織規程第3章第9節から第12節までに定める施設等(組織規程第54条に定める全学教員部にあつては全学教員部会議)の印	(同 左)	組織規程第3章第9節から第12節までに定める施設等の長(組織規程第54条に定める全学教員部にあつては全学教員部会議議長)の印	(同 左)	(同 左)	
種類	寸法																				
(略)																					
組織規程第3章第9節から第11節までに定める施設等の印	25																				
組織規程第3章第9節から第11節までに定める施設等の長の印	20																				
(略)																					
種類	寸法																				
(同 左)																					
組織規程第3章第9節から第12節までに定める施設等(組織規程第54条に定める全学教員部にあつては全学教員部会議)の印	(同 左)																				
組織規程第3章第9節から第12節までに定める施設等の長(組織規程第54条に定める全学教員部にあつては全学教員部会議議長)の印	(同 左)																				
(同 左)																					
(後 略)																					